

電気通信大学非常勤研究員に関する規程

平成 8年11月20日

改正

平成16年 4月 1日

平成22年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、専門分野について高度な研究能力を持つ若手研究者を学内共同教育研究施設等(以下「研究施設等」という。)において非常勤研究員として一定期間にわたり、特定の共同研究プロジェクトに従事させるために必要な事項を定め、もって研究施設等における研究活動を発展推進させるとともに、人材育成に資することを目的とする。

2 非常勤研究員は、非常勤職員就業規則別表に規定する研究員とする。

(資格)

第2条 非常勤研究員となることのできる者は、採用年度の4月1日現在における年齢が35歳未満である者(雇用を更新する場合においては、この限りでない。)で、博士の学位を有する者又は博士の学位取得が確実である者とする。ただし、大学院生、研究生等、教育研究指導を受けている者は除く。

(職務内容)

第3条 非常勤研究員は、研究施設等における共同研究プロジェクトを推進するため、研究施設等の長の命を受け、一定の職務を分担し研究に従事する。

(選考)

第4条 非常勤研究員の選考は、研究施設等から提出される雇用計画書(別紙様式第1号)に基づき研究施設等の運営委員会等の議を経て、予算の範囲内で学長が行う。

(報告書の提出)

第5条 研究施設等の長は、年度の終わりに、当該年度に採用した非常勤研究員について、実績報告書(別紙様式第2号)を作成し、学長に提出する。

(勤務時間)

第6条 非常勤研究員の勤務時間は、週20時間以上30時間以内でそれぞれ定めるものとする。

(給与の取扱い)

第7条 非常勤研究員の勤務1時間当たりの本給については、国立大学法人電気通信大学非常勤職員給与規程第2条第4項の計算式中38.75とあるのを、当該非常勤研究員の1週当たりの所定勤務時間数として決定するものとする。

附 則

この要領は、平成8年11月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別紙様式第 1 号

平成 年度非常勤研究員雇用計画書

研究施設等名

非常勤研究員を 必要とする具体 的な理由	
所要人員	人

